

○筑紫女学園大学研究倫理委員会規程

平成20年4月1日

規程第4号

最近改正 平成30年10月15日

(設置)

第1条 筑紫女学園大学研究倫理規範（平成20年程第3号。以下「倫理規範」という。）

第14条第4項の規定に基づき、筑紫女学園大学（以下「本学という。」）研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項及び任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 倫理規範に関する事項
- (2) 倫理規範第14条第3項に規定する研究上の不正行為等への対応に関する事項
- (3) 倫理規範第4条に規定する生命の尊厳への配慮に関する事項
- (4) その他研究倫理に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長及び研究科長
- (4) 学術情報部長
- (5) 情報化・ICT活用推進センター長
- (6) 事務長

2 本委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 本委員会の決定は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって成立する。

(委員長)

第4条 委員長は学長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要と認めるときは、本学顧問弁護士その他委員以外の者を委員会に同席させ、意見及び説明を求めることができる。

(調査会)

第6条 委員会は、研究上の不正行為等に関する申立ての受理を決定した場合は、調査会を設置する。

2 調査会の構成員は、別に定める。

(委員の責務)

第7条 委員会の委員は、任期中及び任期後において、その職務上知り得た事項について守秘義務を負う。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、大学総務部が担当する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学執行部会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月18日から施行し、平成28年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月15日から施行する。ただし、第3条及び第8条の改正規定は、平成30年6月1日から適用する。